

重 要

補助を受けられるかどうか事前に確認してください

住まいづくり応援事業の 補助金を申請する方へ

この補助金は、町民の居住環境の向上や町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、住宅を改修する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する事業です。

補助金を受けられるかどうか、事前に確認してうえで申請をしてほしいので、まずはこの冊子をお読みいただき、補助対象事業どうか確認をお願いします。

ここに書いてある内容が難しい場合は、工事施工業者にこの書類を見せて、相談してから補助金を申請してください。

I ーまずは補助を受けられるかどうか

補助金を申請するためには、すべての条件を満たす必要があります。
ひとつでも欠ければ補助金は交付できません。

①申請者は町内に在住していること

申請者は、町内に住所を有し、対象住宅に居住している住宅の所有者か、その所有者と生計を同一にする世帯の構成員です。

②町県民税、使用料などの滞納をしていないこと

補助金を申請する住宅の所有者、またはその世帯の構成員のうち、誰か一人でも滞納（税金のほかに水道料、保育料など）している方がいる場合は、補助金を交付しません。

③予算の範囲内であること

補助金は、町の予算の範囲内で交付しますので、町の予算の上限に達した場合は、補助金を交付できません。

④定められた工事であること

この補助事業で施工できる工事は限られていますので、対象になる工事かどうかを確認してください。（詳しくは4ページ）

⑤工事金額が30万円以上であること

工事は、最低でも30万円以上（消費税抜き）である必要があります。

⑥建築後5年以上経過した住宅であること

新築住宅や5年が経過していない住宅は補助対象外です。

⑦過去に同様の補助を受けていないこと

以前に、町が助成していたリフォーム補助金などを過去に交付されている場合は、補助の対象外となります。

⑧ほかの補助事業と重複申請はできません

この補助事業に申請する場合は、ほかの補助事業と重複して補助金は交付しません。
(ただし、見積書などで完全な切り分けが可能な場合は可とする場合もあります。)

⑨住居と店舗を併用している住宅の改修

店舗部分は補助の対象となりません。あくまでも居住部分が対象になります。

⑩年度をまたいでの工事はできません

町の会計は、4月～翌年3月までですが、この期間をまたいで工事はできません。
おおむね12月までには申請し、年度内に完成しなければなりません。

Ⅱ 一補助対象の工事かどうか（一覧）

対象工事の一例です。○になっているものは補助対象工事、△は条件付きで補助対象となります。

No	工事内容（例）	対象工事	備 考	No	工事内容（例）	対象工事	備 考
1	耐震補強・改修工事（部分）	○	全体の補強は木造住宅耐震改修支援事業を利用下さい。	13	壁紙、床、天井等内装の張替	△	対象工事に附帯する工事であれば可
2	バリアフリー改修 （手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	○	介護保険の住宅改修補助対象は対象外 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり事業対象工事は補助対象外	14	照明器具、コンセント等電気設備の取替、交換	△	対象工事に附帯する工事であれば可 水洗化工事は一体であれば可
3	公共下水道、戸別浄化槽、農業集落排水への水洗化工事	○		15	外壁の張替	△	耐震補強工事に附帯する工事であれば可
4	屋根の塗装（サビ止含む。）	×		16	屋根の葺替	△	対象工事に附帯する工事であれば可
5	畳の取替え（表替えも含む）	×		17	風呂、台所、トイレ、洗面所の水回りの改修工事	△	水洗化工事と一体であれば可
6	外壁の塗装	×		18	建築設備機器の設置・取り替え	△	水洗化工事と一体であれば可
7	間仕切りの変更	×		19	建築設備機器の配線、配管工事	△	バリアフリー工事に附帯する工事であれば可
8	バルコニーや雪止めの設置	×					
9	室内の建具の交換（襖等）	×					
10	造園、門扉、ブロック塀等の外溝工事	×	住宅ではないので対象外				
11	車庫（カーポート等）、物置の設置	×	住宅ではないので対象外				
12	過去に住宅リフォーム事業費補助金を過去に受けた住宅の工事	×					

※平成27年度から薪ストーブ、ペレットストーブの設置工事は対象外としました。
令和7年度から断熱改修工事は対象外としました。

附帯する工事とは … 対象工事をするために必要な工事⇒（例）断熱材設置のための外壁の取壊し及び張替え】

一体的な工事とは … 水洗化工事又はオール電化工事とともに工事するもの⇒（例）オール電化工事とともに照明器具の取替え】

Ⅲ－どのくらい補助されるか（上限があります）

補助金の額は、対象工事に要した経費の10%以内に相当する額（1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10 万円が限度額です。水洗化工事をするとう上限額は20万円になります。水洗化工事を行うかどうかにより補助金の額も変わります。

【例】

対象工事費（水洗化工事なし）		補助金の額
250,000円	⇒	補助対象外です（30万円未満）
600,000円	⇒	6万円（60万円×10%）
1,200,000円	⇒	10万円 （10%だと12万円ですが、上限は10万円となる）

対象工事費（水洗化工事あり）		補助金の額
250,000円	⇒	補助対象外です（30万円未満）
1,200,000円	⇒	12万円 （上限は20万円ですが、工事代金の10%で12万円となる）
2,500,000円	⇒	20万円 （10%だと25万円ですが、上限は20万円となる）

IV－１ 申請に必要な書類

全てそろっていないと受け付けできません。また、提出された書類はお返ししません。詳しくは、次頁以降をご覧ください。

- (１) 工事の費用の明細書、または見積書
- (２) 工事の設計図又は施工箇所の図面
- (３) リフォームの着工前（後）がわかる写真
- (４) 当該住宅の建築年がわかる書類
- (５) 町の職員が税状況などを調査することの同意
- (６) 債権者登録申出書
- (７) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

【耐震も合わせて実施する場合】

- (８) 耐震補強工事については、耐震診断結果の写し

Ⅳ－２ 申請に必要な書類（詳細）

（１）工事の費用の明細書または見積書

- ①見積書は原本、写しでもどちらでもかまいませんが、業者の住所、会社名、代表者名が記載してあり、押印してあるものに限りします。また、町内業者に限りします。
- ②見積書には、リフォーム内容が分かるように明細書も添付してください。
- ③工事を複数の業者に発注する場合は、それぞれの業者からの見積書が必要です。

（２）工事の設計図又は施工箇所の図面

- ①リフォームの内容が分かるように、住宅を上から見た平面図が必要です。
- ②住宅の外側の工事を併せて行う場合は、住宅の正面や側面から見た立面図が必要です。
- ③水洗化を伴う工事の場合は、排水の経路がわかるような配管図も必要です。

(3) リフォームの着工前（後）がわかる写真

①リフォーム工事を行う際に、どの部分をこれからリフォームするのかが分かるような写真が必要です。完成した際には、工事後の写真を提出してもらいます。工事の前と後で、状況がわかるようにするため、完成後の写真も同じ方向から撮った写真が必要になります。

②住宅の外側の工事を実施する場合は、正面、側面など住宅の全景がわかる写真が必要です。

(4) 当該住宅の建築年がわかる書類

①リフォームする住宅の建築年度の分かる書類が必要です。例えば、建築確認完了済証、課税明細書、登記簿などの写し。

②これらが、手元にないときは、税務会計課か町民課で、対象住宅の「資産証明書」を発行してもらい提出してください。発行手数料は1部300円です。

(5) 町の職員が調査することの同意

各種税金（町県民税、介護保険税など）や使用料（水道、下水道、保育料など）に滞納があるかどうかを、町職員が調べることに同意していただきます。交付申請書の下に「町税等滞納状況調査同意書」欄を設けていますので、すべて記入し、押印してください。

日付は交付申請書と同じに、印影は交付申請書と同じものを使用してください。

(6) 債権者登録申出書

交付金を振込するときに必要になります。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

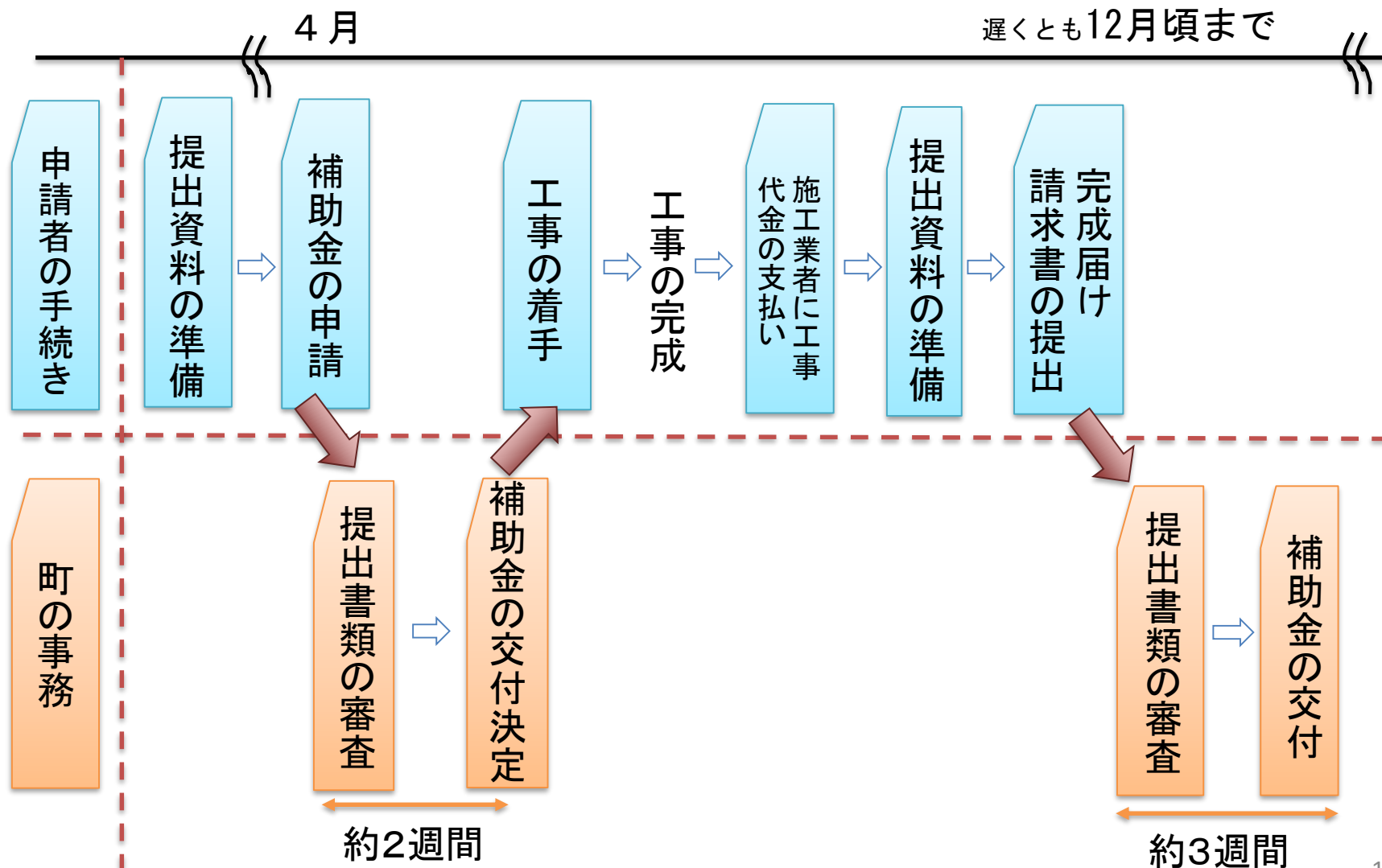
(1) ～ (5) までの書類は交付申請の際にあわせて提出してもらいますが、これ以外にも必要な書類があればその都度指示しますので、その際はご準備をお願いします。

【耐震工事を実施する場合】

(8) 耐震補強工事を行う際は、耐震診断結果の写し

V - 申請の流れ

※ 工事の着手は、必ず補助金交付決定後にしてください。



住まいづくり応援事業の担当

不明な点等がございましたら下記まで
お問い合わせください。

西和賀町建設水道課 住宅係
TEL 82-3288まで